

平成28年11月定例会

# 県土整備委員会説明資料

危機管理部

# 目 次

## I 提 出 予 定 案 件

1	その他の議案等	-----	1
(1)	条 例 案	-----	1
(2)	動産の取得	-----	3

# I 提出予定案件

## 1 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 理容師法施行条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

##### (改正の理由)

理容所以外の場所で理容の業を行うことが増加している現状に鑑み、出張理容について規制を行うとともに、理容所における衛生の向上を図るため、理容所について講ずべき衛生上必要な措置について所要の改正を行う必要がある。

##### (改正の概要)

- (ア) 出張理容（理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととした。
- (イ) 出張理容を行う者は、消毒薬及び消毒器具を携行することその他の衛生上の措置を講じなければならないこととした。
- (ウ) 知事は、出張理容の衛生を確保するため必要があると認めるときは、立入検査を行うことができることとした。
- (エ) 知事は、(ア)により届出をしなければならない者が届出をしないで出張理容を行った場合等には、その旨を公表することができることとした。
- (オ) 理容所には、その作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けなければならないこととした。
- (カ) その他所要の改正を行うこととした。
- (キ) (ア)及び(オ)について、所要の経過措置を講ずることとした。

##### (施行期日)

平成29年4月1日

イ 美容師法施行条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

（改正の理由）

美容所以外の場所で美容の業を行うことが増加している現状に鑑み、出張美容について規制を行うとともに、美容所における衛生の向上を図るため、美容所について講ずべき衛生上必要な措置について所要の改正を行う必要がある。

（改正の概要）

- （ア）出張美容（美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととした。
- （イ）出張美容を行う者は、消毒薬及び消毒器具を携行することその他の衛生上の措置を講じなければならないこととした。
- （ウ）知事は、出張美容の衛生を確保するため必要があると認めるときは、立入検査を行うことができることとした。
- （エ）知事は、（ア）により届出をしなければならない者が届出をしないで出張美容を行った場合等には、その旨を公表することができることとした。
- （オ）美容所には、その作業場に、洗髪のための流水式の設備を設けなければならないこととした。
- （カ）その他所要の改正を行うこととした。
- （キ）（ア）及び（オ）について、所要の経過措置を講ずることとした。

（施行期日）

平成29年4月1日

(2) 動産の取得

ア 動産の取得について(消防保安課)

物 件 名	消防防災ヘリコプター予備部品及び特殊工具
取得予定価格	76,040,056円
取得の相手方	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 川崎重工業株式会社 代表取締役 金花 芳則

